

2019年6月1日以降の防火設備定期報告時期一覧

用 途	規 模 又は 階 ※いずれかに該当するもの	報 告 時 期
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階 若しくは F ≥ 3階 ・ A ≥ 200 m² ・ 主階が1階にないもので A > 100 m² 	4月から10月 平成31年6月以降の初回報告 「2019年6月～10月」 又は「2020年4月～5月」
観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階 若しくは F ≥ 3階 ・ A ≥ 200 m² 〔 平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が400 m²未満の集会場を除く。 〕 	
旅館、ホテル	F ≥ 3階 かつ A > 2000 m ²	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	F ≥ 3階 かつ A > 3000 m ²	
地下街	A > 1500 m ²	4月から11月 平成31年6月以降の初回報告 「2019年6月～11月」 又は「2020年4月～5月」
児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ F ≥ 3階 ・ A > 300 m² 〔 平家建て、かつ、床面積の合計が500 m²未満のものを除く。 〕 	
旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階 若しくは F ≥ 3階 ・ A ≥ 300 m² 〔 平家建て、かつ、床面積の合計が500 m²未満のものを除く。 〕 	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A ≥ 200 m² 	
前述に掲げる規模を除く、病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ F ≥ 3階 ・ A > 2000 m² 	
学校、学校に附属する体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・ F ≥ 3階 ・ A ≥ 2000 m² 	
博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館(いずれも学校に附属するものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ F ≥ 3階 ・ A ≥ 2000 m² 	4月から12月 及び1月 平成31年6月以降の初回報告 「2019年6月～2020年1月」 又は「2020年4月～5月」
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F ≥ 5階 かつ A > 1000 m ²	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階 若しくは F ≥ 3階 ・ A ≥ 500 m² 	
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ F ≥ 3階 ・ A > 500 m² 	
複合用途建築物(共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ F ≥ 3階 ・ A > 500 m² 	4月から9月 平成31年6月以降の初回報告 「2019年6月～9月」 又は「2020年4月～5月」
事務所その他これに類するもの	A > 1000 m ² 〔 5階建て以上、かつ、延べ面積が2000 m ² を超える建築物のうち、F ≥ 3階のものに限る。 〕	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを除く。)	F ≥ 5階 かつ A > 1000 m ²	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階 若しくは F ≥ 3階 ・ A ≥ 300 m² (2階部分) 	
前述に掲げる規模を除く、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注意4に掲げるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A ≥ 200 m²の建築物に設けられるもの 	

※注意

- 1 F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階若しくはF ≥ 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100 m²を超えるものをいいます。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。
- 5 新築の建築物の防火設備は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。